

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

登載依頼	(選挙管理委員会)
補欠選挙を行う事由が生じた旨の告示	—
熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間	()
熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所	()
署名運動の禁止の告示	()

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第十号
 平成十四年二月四日熊本県議会議長から熊本県議会議員水俣市選挙区選出議員に欠員を生じた旨の通知を受けたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項第五号の規定に該当し補欠選挙を行うべき事由が生じたから、同法第百九十九条の五第四項第六号の規定に基づき告示する。
 平成十四年二月七日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 宮本卓治

熊本県選挙管理委員会告示第十一号
 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。
 平成十四年二月七日

- 熊本県選挙管理委員会
 委員長 宮本卓治
- 被登録資格の決定の基準日
 平成十四年三月七日
 （ただし、年齢については平成十四年三月十七日）
 - 登録日
 平成十四年三月七日
 - 縦覧期間
 平成十四年三月八日から平成十四年三月九日
 （毎日午前八時三十分から午後五時まで）

熊本県選挙管理委員会告示第十二号
 平成十四年三月十七日執行の熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。
 平成十四年二月七日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 宮本卓治

水俣市選挙管理委員会事務局（水俣市陣内二丁目一番一号）
 ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、三月八日午前八時三十分から午前十時までは水俣市共済会館「秋葉」三階会議室（水俣市陣内二丁目一番一号）の、午前十時から午後五時までは水俣市選挙管理委員会事務局の、それぞれ選挙長の定める場所で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第十三号
 熊本県水俣市の区域において、熊本県議会議員の補欠選挙が執行されることになったため、本告示の日の翌日から平成十四年三月十七日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五章に規定するすべての直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の解職の請求のための署名を求めることができない。
 平成十四年二月七日

熊本県選挙管理委員会
 委員長 宮本卓治

